
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	村上 正広	君
総 務 課 長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福 祉 課 長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	関場孝夫君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	平間広道君
市街地整備対策監	加藤秀典君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	加茂和弘君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川 敏
主 査	太田健博

議事日程（第6号）

平成24年9月13日（木曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成23年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 平成23年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

いて

- 第 7 認定第 6号 平成23年度柴田町水道事業会計決算の認定について
 - 第 8 議案第17号 柴田町特別会計条例の一部を改正する条例
 - 第 9 議案第18号 平成24年度柴田町一般会計補正予算
 - 第10 議案第19号 平成24年度柴田町土地取得特別会計予算
 - 第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において12番舟山彰君、14番星吉郎君を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成23年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 平成23年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 平成23年度柴田町水道事業会計決算の認定について

○議長（我妻弘国君） 日程第2、認定第1号平成23年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第2号平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号平成23年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算の認定について、日程第7、認定第6号平成23年度柴田町水道事業会計決算の認定について、以上6件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第6号までは決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、加藤克明委員長から審査結果の報告を求めます。委員長、加藤克明君の登壇を許します。

〔決算審査特別委員会委員長 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（加藤克明君） 決算審査特別委員会の報告をいたします。

去る9月7日の本会議におきまして、決算審査特別委員会に審査を付託されました認定第1号平成23年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成23年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成23年度柴田町水道事業会計決算の認定についての6件については、9月7日、委員会を開き、10日、11日、12日の3日間にわたり、関係担当者の説明を聴取し慎重に審査を行いました。

審査の結果、認定第1号から第6号までの平成23年度柴田町各種会計決算6件は、いずれもこれを認定すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございません。

以上、報告いたします。決算審査特別委員会委員長、加藤克明。

○議長（我妻弘国君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する基準により省略いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。広沢君。

○7番（広沢 真君） 7番広沢真です。

私は、平成23年度一般会計決算認定に反対の立場で討論を行います。

どの議員の皆さんもご記憶のとおり、平成23年度は、その年度当初から東日本大震災からの復旧・復興という重大な課題を背負った年度でありました。町長初め執行部の皆さん、全職員の皆さんの不眠不休の努力によって、予想を超えて事態の回復や復旧・復興が進められました。下水道や道路など災害復旧工事は今も続いています。1年半を過ぎてほぼ震災前の生活環境を取り戻せたことについて感謝を申し上げます。また、町独自の施策として震災復興商品券の発行や震災住宅改修事業補助金の事業など、町民はもちろん町内業者にとって

も大きな復旧・復興、そしてまた経済効果を上げる施策も行っていました。その点では、おおむね評価できる1年ではなかったかというふうにも思っていますが、ではなぜ反対の立場で討論するかということでもあります。

その理由としましては、さくら連絡橋をめぐる町内の混乱にかかわって、今のこの現状の混乱が起きる発端がこの平成23年度の当初予算の審議から始まっているのではないかと私は考えるからであります。

平成23年度の当初予算が本会議で議決されたのは3月14日であります。どの議員の皆さんもご記憶にくっきり残っていると思いますが、2階の特別会議室で議員のみの出席で一切の審議をなしに速やかに震災からの復旧・復興の施策が進められるようにという思いを込めて採決がされたと私も記憶しております。

逆に言えば、あの3月14日の時点では、例えば町長初め執行部の皆さんは、1階の災害対策本部でまさに不眠不休の戦いをしている最中で、議会の現場に説明を求めるために呼ぶということは考えられない状況でありました。ですから、審議も当然詳しくできない状況でありました。その採決に当たっては、議員の皆さんそれぞれが復旧・復興の願いとともに、もちろん全面的に予算に賛成された方もいれば、あるいは当然白紙委任ではないと考えられた方もおられると思います。私は後者のほうであります。

実は、この平成23年度当初予算の採決に当たって、後に町民の方からは「あんたが審議を求めなかったのはミスじゃないか」と厳しいご意見を承ったこともあります。それで、この平成23年度の当初予算にかかわっては、特にその中にさくら連絡橋の事業としては初めて議決案件として付される基本設計の予算が盛り込まれていました。採決の中ではこの部分についても私も一切触れずに、結局採決に参加し賛成をしていました。

当然、私は議決を何よりも大切にするというのが議員の一つの生命線だと思っておりまして、議決について物を申すというのは非常にちゅうちょがありますが、この施策の中で特に、あの状況の中でということをごひ申し述べたいと思うんです。このさくら連絡橋の事業については、具体的に中身に入れば当然評価の分かれるものになってきていました。それで、少なくとも震災の大混乱の中で、復旧・復興と同時に進めるということは必要だったのか、あるいはそれをやってよかったのかという私は思いがあります。

その中で、町民の中で実は震災の混乱の中で進めてしまったのではないかという印象が持たれても、これはある意味当然のことになったのではないかと考えています。ひいては、それが今日のさくら連絡橋をめぐる町民との間の混乱を招く原因になっていると私は考えま

す。

現代の社会、柴田町においても多様な価値観があふれています。柴田町民にもさまざまな価値観を持ち、考え方を持っている方がたくさんいらっしゃいます。町が施策を進めるに当たっては、もうこれぐらい聞いたからいいのではないかと思ったときであってもなお、特に意見が分かれる施策であれば、さらなる努力をする必要が時にはあるということをぜひ考えていただきたい。そのように思います。

その意味で、施策を進めるに当たって、特に大災害の後で進める施策については、ぜひご一考いただきたいという問題提起をして、この平成23年度一般会計決算認定に対する反対の立場での討論にしたいと思います。

討論は終わりますが、ここで一言、この場をかりて発言をさせていただきます。

昨日、決算審査特別委員会の中で、私がこのさくら連絡橋の事業も含む市街地整備総合交付金事業の件について、さくら連絡橋が出てきた時点ではもう既にほかのことが決まっているというような趣旨の発言をしまして、とり方によっては市街地整備総合交付金事業が本会議の審議に付されていないという誤解されるような発言をしてしまいました。後から、市街地整備対策監よりご指摘していただきました。そして、そのご指摘は全くもっともそのとおりであると思いました。

この場をかりて訂正させていただきますが、市街地整備総合交付金事業については、昨年の6月議会で補正予算として計上され、実はその時点では私もこの交付金事業に反対ではなく賛成の立場をとっています。ですから、事実として本会議には総合交付金の形で一括して付されていた事実があるということを正確を期すために私の口からも言わせていただくと同時に、さらに既に議決をされている案件ですから、それに対して物言いをつける立場ではありませんが、このとき私が市街地整備総合交付金の補正予算に対して賛成の立場をとった上で、さくら連絡橋の一事業に対して反対をするというのについては、論理的にずれていたということを私自身、間違いとして認め、今後このようなことがないように議会の中での論理については一貫を貫くことを目指していきたいということを教訓としたいと思います。

今回のこの案件につきましては、市街地整備対策監にご指摘いただいたことで議員として一つ勉強させていただきました。ご指摘、大変ありがとうございました。以上で発言を終わります。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番高橋たい子さん。

○4番（高橋たい子君） 4番高橋たい子です。

ただいま議題となりました認定第1号について、賛成の立場で討論を行います。

平成23年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、町長の提案理由、会計管理者の詳細な報告を伺い、さらに代表監査委員から決算は正確であるとの報告がなされております。その後、本会議で総括質疑を行い、決算審査特別委員会においても慎重に審査いたしました。事業執行状況、会計処理とも適正であると判断するものであります。

特に平成23年度は、東日本大震災関連の多くの復旧・復興事業に取り組んだほか、槻木中学校の改築や北船岡町営住宅2号棟の建設、槻木西船迫保育所の大規模改修など、かねてから懸案の大事業に着手するとともに、ソフト事業では子育て支援充実のためのファミリーサポートセンター開設、全ての自主防災組織への防災備品の配布、新たな産地直売所の設置、オープンガーデンや光のページェントの実施など、安全・安心で活気あるまちづくりへの取り組みが意欲的に展開されました。これらの取り組みにより、歳出決算額は128億円と大きくなったにもかかわらず、国から震災復興特別交付税が措置されたことなどにより、財政の健全化判断比率は平成22年度より改善したほか、財政調整基金や町債等管理基金に合わせて4億円を超える積み増しを行うなど、健全な財政運営が図られたと判断いたします。

ただいま同僚議員から（仮称）さくら連絡橋基本設計委託料を含む平成23年度決算は認定できない旨の反対意見がありましたが、私はこの件に関しては、執行部の議案提案及び議会での審議、採決、事務執行において問題なく公正適切な運営が行われたと判断しております。平成23年3月議会では、予算審議に先立って3人の議員が総括質疑を行い、予算の中身について町長の考えをただしております。その後、東日本大震災への対応を優先するため予算審査特別委員会の審査は省略いたしました。3月14日の本会議において質疑、討論、採決の経路を経て、平成23年度予算は全会一致で可決しております。これは、議会運営上、瑕疵のない運営であり、今に至って決算審査に影響を及ぼすことがあってはなりません。その後、さくら連絡橋に関して定例会や議員全員協議会等において一般質問や説明等が何度か行われ、計画の詳細は明らかにされておりますし、ほかの事業以上に審議、議論する機会は確保されていたと認識をしております。決算審査においては、1つの施策のみに着目した見方でなく、広く客観的な考えをもって判断するのが議会の責務であると思います。

東日本大震災の影響で多くの事業が平成24年度へ繰り越されていますが、それらの事業の早期実施を図るとともに、これからも財政規律を守りながら、中長期的視点に立って町の問題解決に取り組まれることを要望し、認定第1号平成23年度柴田町一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。同僚議員の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は会計ごとに行います。

認定第1号平成23年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

認定第2号平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第3号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第4号平成23年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第5号平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第6号平成23年度柴田町水道事業会計決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

日程第 8 議案第 17号 柴田町特別会計条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 18号 平成24年度柴田町一般会計補正予算

日程第 10 議案第 19号 平成24年度柴田町土地取得特別会計予算

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第17号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第18号平成24年度柴田町一般会計補正予算、日程第10、議案第19号平成24年度柴田町土地取得特別会計予算の3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第17号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例、議案第18号平成24年度柴田町一般会計補正予算、議案第19号平成24年度柴田町土地取得特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの条例及び予算は、防災公園・総合体育館整備用地の土地取得に関する案件であります。

特別会計条例の一部改正は、土地取得に伴う会計区分の明確化を図るため、地方自治法第209条第2項の規定に基づき特別会計を設置するためのものです。

一般会計補正予算は、土地取得特別会計への繰出金を措置するもので、これによります補正額は131万7,000円、補正後の予算総額は132億7,899万4,000円となります。

土地取得特別会計予算では、町債等を財源とし土地取得経費を計上しています。予算規模は4億4,131万7,000円といたします。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 補足いたします。追加議案3件になります。一括上程となった議案第17号、18号、19号について説明いたします。

いずれもトッコン跡地、防災公園・総合体育館用地としていますが、その取得にかかわる案件で、財政的な手続及び予算を定めるものです。

1ページをお開きください。

まず、議案第17号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例です。

今回、この土地取得のために起債、公共用地先行取得等事業債を利用します。この起債は、公共用もしくは公用に供する用地の先行取得に適用できる地方債で、10年以内の事業化を要件として起債が認められます。償還は10年、据置期間はありません。起債に当たって用地特別会計の設置が原則となります。本条例はその設置条例案です。

1ページ、改正後の欄をごらんください。

第1条、設置条項で、5号、柴田町土地取得特別会計を規定します。附則で公布の日から施行するとします。

18号、19号の予算について説明いたします。

3ページ、お開きください。

一般会計補正予算ですが、これは特別会計で一時借入金の利子財源が必要なことから、一般会計から131万7,000円を繰り出します。

詳細は6ページになります。

歳入で所要額131万7,000円を財政調整基金から繰り出し、歳出で土地取得特別会計に繰り出します。

本予算となる土地取得特別会計予算は7ページからになります。お開きください。

土地取得のための予算は4億4,000万円ですが、一時借入金の利子と合わせ総額では4億4,131万7,000円となります。

第3条で一時借入金借入最高額を4億4,000万円としています。

9ページ、説明いたします。

地方債です。限度額は4億4,000万円とします。利率、償還の方法については一般規定を書きあらわしていますが、今回の起債では利率を2%以内と想定し、償還は据置期間なしの10年を設定します。

11ページをお開きください。歳入です。

1 款繰入金で一般会計からの繰入金131万7,000円を計上します。一時借入金の利子として充てるものですが、起債の手続が完了してその全額を収入できるのが年度末になります。そのことから資金手当てとして一時借入れが必要になるとの判断によるものです。

2 款町債は、公共用地先行取得等事業債 4 億4,000万円を計上します。

12ページ、歳出です。

1 款土地取得費で防災公園・総合体育館整備用地費として 4 億4,000万円を、2 款公債費で一時借入金利子131万7,000円を計上します。

以上、詳細説明となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 舟山です。議案第17号の土地取得特別会計についてなんですが、これはトッコン跡地を取得するためだけの特別会計なんですか。それとも、今後、町が土地を取得するという場合もこの土地取得特別会計に基づいて処理するということなのか。地方自治法第209条第2項の規定に基づいてこれを設置すると言いますがけれども、例えばこの土地取得特別会計の設置要綱とか、実施要綱というのではないですけれども、そういうものは決めるのでしょうか。例えば1億円以上の土地を町が取得する場合に土地取得特別会計で行うと。それとも、少しぐらいの金額のものは今までのように一般会計のほうから土地取得代ということで出すということなのか。

あと聞きたいのは、この前の平成23年度決算審議の中で、家屋補償事業というのが出ていて、平成23年度が1カ所土地取得して1,900万円ほどだったんですが、私が質問したら昭和47年からやっているというのと、ちょうど40年ぐらいたっているわけですね。残りの区画が55区画で、大体5億円から6億円残りかかるのではないかと聞いたときに、これはそれこそ特別会計みたいに別にしておくものではないかなとちょっと思ったものですから、これなどは例えば今度の土地取得特別会計の中で私はやったほうがいいのかと思うんですけども、いかがでしょうか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、1点目の質問になりますが、今回の土地取得特別会計はトッコン跡地の取得にかかわる案件のみと考えています。通常、これぐらいの事業幅ですと特に特別会計を設置してまで事業区分をかける必要はないという判断をしますが、先行取得債、

いわゆる起債のほうの要件、原則として特別会計の設置を義務づけられますので、その意味で設置いたしました。通常、大きな開発とかありまして、今議員おっしゃいましたように特別会計でやったほうがいい場合については、当然、議会の同意を得て特別会計を設置いたしますが、単発の事業について特に特別会計まで設置するということについては、通常は財政当局としては考えていません。

○議長（我妻弘国君） 2点目。

○都市建設課長（大久保政一君） 決算委員会のほうで家屋補償55件、平成23年度は1億9,000万円ほどで1件、補償いたしました。それで、残55です。1,000万円かかったとしても、5億5,000万円だということで、事業費としてもかなり多くなります。ただ、これについては強制的といいますか、事務的にといいますか、相手があるものですから、今年度はここ、今年度はこの方というわけにはなかなかいかない事業でもあります。当然、この補償内容によっても額が全然違ってきますし、引き家だけあるいは引き家をしてまたもとに戻す、あるいは郊外移転等々、補償内容によって違いますので、その時点で単年度予算で完了するのであれば、単年度の予算で事業を進めていきたい、計画していきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 特別会計のこと、トッコンだけだという、地方債の絡みもあるということなんですけれども、この議案のところの条文とかを見る限りでは、総合体育館のためのトッコン跡地のためだけの特別会計だということは、正直言ってわかりませんよね。それと、課長の説明でいけば、いわゆる時限立法に近いというんでしょうか、トッコン跡地を買うための地方債発行をして、その償還が終わるまではこの土地取得特別会計が生きる。逆に言えば、そこまでだよということなんですけれども、この文章とかだけ見る限りでは土地取得特別会計を設けるとなっていますから、場合によっては私みたいにほかの土地を買うときもこれが利用されるのかなと思いますのですけれども、これは総合体育館のための用地を取得するためだけのものだよとか、期限はいつまでというような附則か何かに入れるということはないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 当然、入れても間違いはないかと思いますが、それは議会に付す予算の中で十分説明できると思っています。特別会計を設置する目的は、例えば独立採算性が強かったりとか、つまり一般会計、普通会計と明らかに区分しなければいけないという状況でもってつくることになりますので、通常は普通会計、一般会計の仕事のうちですので、こ

のためにだけ特別会計を設置するというについては通常は考えておりません。

時限立法という考え方も示されましたが、10年償還なので10年間で消滅するという条項を入れることもできるのですが、事業が始まったときにはこの起債は全額を償還して、本事業でもってのいわゆる手当てのほうに切りかえますので、10年以内に消滅しますが、10年生き残るということについては考えておりませんので、特に時限については入れておりません。それは、議案として変更の議案を上げたいと考えています。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。11番大坂君。

○11番（大坂三男君） 今の話に関連して確認なんですけれども、これは今回は柴田町特別会計条例の中身を一部変更して、今まであった4つにもう一つ柴田町土地取得特別会計というのを加えたと私は捉えているんですけれども、いわゆる特別会計の設置については、これを見るまでは一つ一つの会計について条例で設置されているという認識をしておったのですが、柴田町においてはそうではなくて、一括して1つの条例で規定しているという捉え方でいいのかなどか。特別会計の条例について、これ以上詳しく説明できるのであればちょっとお願いしたいと思います。

それから、トッコンとの土地売買の契約については、今回この4億4,000万円プラス一時借り入れの利子分131万7,000円が予算に上程されていますので、その4億4,000万円というのはもう売り主と正式に4億4,000万円で売ります、買いますということをはっきりと決定しているのかなどか。これ以上、何らかのあれで実際売買契約するまでの間に変更になることはないのか、そういう要因がないのかなどか。そして、実際の売買契約はいつごろになるのか。それから、これを売買するに当たっての税金関係、町は公共機関なので取得するに当たっての税金はかからないと思うんですけれども。売るほうはどういうふうになるのかということをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） まず、1点目の条例の考え方については、議員おっしゃるとおりです。この条項を設置条例で規定するだけです。運用の中身については、条例ではなくていわゆる自治法なり地方財政法のほうで規定されておりますので、それについては一々この会計はこのようにするという規定は特に設けません。何を設置するという事だけを町は明らかにします。

2点目です。まず、土地売買の4億4,000万円の予算上程なんですけど、これは当然、売り主との事前交渉を行っております。ただ、現実には土地が動き始めて、動き始めているというの

は買い手が入ってきている状態です。この議会上程前に町についてはこの議会の議決を待つてほしいという申し入れをして、売り手の会社のほうには、以降のいわゆる買い付けの申し入れをとめておいていただくという申し入れをしました。あくまでも紳士協定です。そこにさまざまな約定とかは存在していません。お互い、地方公共団体、会社の信頼をかけた約束が交わされたということです。条件は、この議会で議決を得たなら買い入れに入ると。そのときの最終的な協議価格が4億4,000万円。それ以上上がることは想定しません。下がることについても余り想定できないというのが正直なところです。売買については、期間については12月までには買い入れをするということは申し入れしています。

もう1点。税金関係なんですが、当然、地方公共団体が買い入れすれば土地収用法の規定で5,000万円控除が相手側のほうにメリットになるんですが、もともと会社で持っているこの土地の簿価、価格は5億円です。ですから、もしも柴田町に4億4,000万円で売り払ったとしても譲渡益が出ません。ですから、通常の公拡法なり土地収用法である税制面の恩恵は何もない、その必要もないということが取引の状況です。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。ほかに。17番白内議員。

○17番（白内恵美子君） 白内です。

いろいろ確認しておきたいと思います。議員は説明を全員協議会で受けておりますが、やはり本会議の中でしっかりと確認はとっておいたほうがいいと思うので。

整備予定地は、隣接する県道50号白石柴田線より約1メートルから2メートル程度低く、地盤は南側に緩やかに下がった地形をしています。スポーツ文化施設整備に際しては、周辺道路との取りつけや雨水排水対策が必要となります。これは町が説明で使った言葉なんですが、では排水対策はどのように行うのか。それから、近隣の排水対策についても伺います。

それから、広報しばた9月号に2ページ、3ページ見開きで、今回この避難施設を核とした防災公園の整備ということで大きく住民への情報提供を行っております。あくまでも、小さく（試案）という形ではありますが、私もまだこれは試案だと思っています。この土地取得自体はまず急ぐので必要だということで、それはオーケーしたいと思うのですが、どのような利用の仕方をするかというのは、やはり町が広報しばたで出したのはあくまでも試案で、これから住民との協議が必要になってくると思うんです。これはやはり（仮称）さくら連絡橋の懇談をきちんとそこから学んで、初めから計画の段階から住民の声を入れる。計画の段階から住民参画をうたったまちづくり基本条例、その理念はきちんと守っていただきたいと思いますので、今ここで確認をとっておきたいんです。あくまでも試案であって、利用の方

法についてはまだこれから検討していくと。これについての考え方を伺います。

○議長（我妻弘国君） 1点目、2点目、都市建設課。3点目、まちづくり政策課。

○都市建設課長（大久保政一君） たしか、質問があったとき答えたと思いますけれども、エリアの排水対策あるいは近隣の排水対策、県道の近くに都市下水路が走っております。当然、今もそこに流れていますし、近隣も特にそこに流入しているということですので、それについては建物あるいは配置等々、実施設計の段階できちっと検討して、冠水のないように対策をとっていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、広報しばたに掲載した試案についての考え方というところでの質問かというように聞いておりました。

基本的には、やはりまだ試案というところで、前回も全員協議会の中で、まず町として用地取得のためにこういう活用ができるのではないかとというところで、町の考え方をお示したというところでは、それを具体的に広報しばたにおいて、町が今計画を進めているものを町民の皆さんにお知らせしたというものが、今回の広報しばたに掲載した内容です。特に、我々の土地取得の最大の目的は、避難施設プラス総合体育館を加味した防災公園を目標に計画を詰めていくというところで全員協議会にもご説明申し上げた次第です。その中において、補足というところで今後のスケジュールも当然説明した中において、町独自だけで今後進めるということではなく、やはり機会あるごとに住民説明会もしくはこういう機会においても意見交換会、各種団体等の考え方のすり合わせ、こういうものを1つまとめた中において、最終的にはパブリックコメントというような制度を活用して、1つの防災公園としての計画を具体化するということを議会にもお約束していますので、このようなスケジュールで進めていくという形でまちづくり政策課は考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 排水対策については十分にやっていただきたいと思います。

それから、考え方のほうですけれども、スポーツ文化ゾーン整備方針には体育施設基本構想策定事業、それから図書館建設へ向けた調査事業も入っていたんです。トッコン跡地については、この整備方針の結果を待つということでしたので、結局時間がなくなってしまって十分に行われなかったのではないかと気がしておりますので、もう少しやはり利用については検討が必要だと思うんです。それで、この広報しばたにも大きくコンパクトシティの拠点エリアと載せてあります。コンパクトシティであればこの避難施設を核とした防災公園

の整備だけではなくて、やっぱり文化の拠点となる人が集う図書館というのもとても大きな要素となってくるわけです。だから、本当に図書館、あそこに必要なのか。それとも、いや別の場所のほうがいいのかという検討もやはりもう今なされないといけないんだろうなと思います。土地取得は急ぐからもう買いますけれども、利用についてはこの避難施設を核とした防災公園の一つの案だけではなくて、また試案を出し、そして考えていくべきだと思うんです。そこに住民の皆さんの声を入れるために、最初から入っていただくというのがとても大事で、パブリックコメントというのはもうほとんどでき上がって最後に聞くことですから、そういうものではなく地道な施策の展開をしないとまた同じことになってしまう。やはり（仮称）さくら連絡橋から多くのことを学ぶべきだと思うんです。まちづくり基本条例を策定した町ですから、特に住民にかかわる、住民が使う施設、今回はとても大きなものだと思います。今までどちらかというと学校関係の改修とかに力を入れてきました。けれども、実際に本当に新たな住民が使うもの、これは皆さんの声が必要だと思うので、ぜひ検討する時間を十分にとっていただきたいと思います。お考えを伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 十分な時間というところのご質問がありました。町においては、当然時間をかけてというところで今回用地取得に動いたわけではありません。いろいろな条件がありまして、ある程度進めておりました。具体的には昨年の震災、町は沿岸部と違いましてそれほど被害はないというところなんです、やはり公共施設等においても避難する場所がない、福祉を受けたいにしてもそういう施設的な、防災的な拠点というか、指示系統するような場所もなかったというところで、かなり沿岸部に比べれば軽微だということなんです、町民に対する精神的、心理的な不安はやはり増大していったということと昨年の対策を考えている中においてありました。

そこで、国の復興交付事業という中で、やはりこれからのまちづくりは安全・安心が基本だろうというところで温めていた計画がまさに防災拠点づくりというところなんです。

あその土地については、ご存じのように交通網が国道、県道に縦横に走る交通の要衝になっているということもありまして、そして沿岸部に対しての隣接地という地の利もある。こういう広域的な防災拠点の支援体制もある程度加味できるというところで、昨年まちづくり政策課としては、土地の取得ができるのであればこういう計画が立つのではないかと、いうところで温めていたというところがあります。特に、新栄通に関しては、住宅が背後地に入ってきたということと商業地もある、そして医療機関もある、介護施設もある、学校、

文教施設もある。こういうものをもう少し進化させるような形で、コンパクトの位置づけを今後のまちづくりにつくったところではいけないかというところで考えておりました。

具体的に今回、避難施設、総合体育館ということでまず手始めに、やはりいつ何どきどうい
う災害が来るかわからない。そして、いろいろな連絡、指示系統、備蓄倉庫、こういうもの
を踏まえたところ、そしてまちづくりのアンケート調査の中でやはり福祉と健康づくりとい
うアンケートも基本計画の中に第1位という形で上がってきております。特に、今回の震災
で体育館等が被災しておりましたので、やはりそういう避難所の位置づけで総合体育館を一
番最初に準備すべきだろうというところで、今回まず文化を後にしまして、スポーツを優先
的に土地の利用を進めさせていただいたというところではあります。

図書館等についての文化ゾーンについては、この計画の作成の中において実はまちづくりの
ほうで暫定図書館をつくるに当たっての検討会の資料を読ませていただきました。その中
において、やはり図書館建設の候補地としては町の中、そしてやはり小学生、中学生、そう
いう子供たちが通える場所という形で暫定図書館の整備構想のまとめ方がされております。や
はりこれからの高齢化を見て、図書館の位置はやはり町なかに設置すべきだろうと、そう
いうことを考えまして、とりあえずは文化施設というエリアはゾーニングはされておりますけ
れども、体育館をまず避難所として整備させていただきたいということで、今回試案という
形で出させていただいたという経過があります。時間拙速ということではなくて、やはりそ
ういうもろもろのアンケートとか事前の構想、そういうものを総合的に加味してつくらせて
いただいたと。

また、住民懇談会等、昨年から各行政区でやっております。そういう中における要望等も
聞きながら、そして考え方も聞きながら、防災拠点というか、避難場所がないというその心
配を一つでも解消したいと、こういう計画で意見も十分に取入れたという形で進めさせて
いただいたということで考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そのとおりだと思います。防災拠点としての総合体育館は必要です。
皆さんそう思っている方は多いだろうと思います。この面積の中にどういうふうに配置する
かということをこれで今の試案一つで終わりではなくて、もっと検討すべきではないですか
ということを言いたいんです。というのは、トッコン跡地を買うに当たって、大分前から町
長は体育館と図書館を入れたいんだというお話を各地でしてらっしゃいましたから。そうす

ると、図書館も入るんだなと思っている方も多いと思うんです。それが住民の声が入らないまま、例えばこの体育館だけになってしまったのでは、またそこにおかしいという声が出てしまいますので、十分に検討していただきたいのです。

コンパクトシティの拠点エリアという考え方ですから、ここは人が集まる場所にしたいというのもあるわけですね。防災拠点であると同時にふだんから人も集まる場所にしたいという考え方であれば、図書館が入るのも人が集まる本当に大きな要素というか。私は、絶対そこに図書館が必要だと言っているのではないんです。ただ、本当にきちんと検討した結果、そこには入らない、入るというのを決めたほうが良いと思うんです。単に検討もしないで、もう防災拠点だけだという形で持っていくのではなくて。それを言いたくて十分に検討してほしいと。そのときに本当に計画段階から住民の参画は必要ですということを言いたいのですが、お考えを伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 確かに、スポーツ文化ゾーン、可能性調査のときには図書館と体育館も入るという構想もありましたけれども、住民の方々にいろいろ聞いてまいりますと、私が想定した仙台大学の規模で10億円の構想はそれではという住民の声がだんだん高まってきておりまして、はねっこアリーナのような体育施設をつくるべきだという住民の声です。そうしますと、今度は規模が大きくなりますとスペースが限られているものですから、図書館のスペースがどのぐらいの規模になるかということと一緒に考えなければならない。住民の声を聞けば、多分大きな施設というふうになる可能性もあります。そうすると、物理的に入らない。ですから、住民の意見を聞けという意見は当然聞きますが、その聞き方なんです。

今回のさくら連絡橋についても、やっぱり一番が町民の負託を受けた議員で十分話し合うというのが基本でありますし、その情報を正しく町民に正確に伝えていただかないとボタンのかけ違いになってしまうと。今回もその要素が大分ありました。ですから、反省するというのはこういうことではないかと思っております。ですから、住民参加、全員がこの議論に参加することはできません。恐らく、ある一部の人が委員会に参加する、これが現実ではないかと思っております。ですから、そういう直接的に参加する方、限られた方だけではなくて、随時今度は途中途中の段階でいろいろな意見を吸い上げていく。それは、今回のさくら連絡橋の反省でやっていかなければならないと思いますが、やはり全てというのは難しいと私は思っております。だから、議会があるのではないかなと、今回学んだところはそこでございます。ですから、住民の意見は聞いてまいります、聞けば聞くほどあそこの中にはも

しかすると2つは共存できないという可能性も出てきます。

もう一つは、この総合体育館兼防災公園は議会のおおむねの可決という、いいですよというゴーサインができるという状況にありました。残念ながら図書館については、この議会ではまだそこまでいっていないと。ですから、まだ具体的に委員会を設置したり外部から招聘してということはいかないと。ですから、内部的な事務を進める中でいろいろな図書館サポート委員会とか図書館とともに歩む会とか、それから一般の方々から意見を聞いて、当面は事務サイドで進めざるを得ないと思っているところでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） では、賛成の方。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 5番安部俊三です。

一括上程となった議案第17号から19号までについて賛成討論を行います。

いずれもトッコン跡地、防災公園・総合体育館用地取得にかかわる案件であります。総論として賛意を示したいと思えます。トッコン跡地は、市街地にある3万平方メートルを越す大きな土地です。取得については、これまでの議会でも何度となく討議されていますが、柴田町のこれからのまちづくりにとってかけがえのない有用な財産になる可能性を秘めています。今回上程された議案3件は、この土地取得のための財政的な手続です。厳しい財政状況の中でこの土地取得を行うためには、公共用地先行取得という手法は理にかなったものと判断します。また、予算案で示された4億4,000万円という金額も先行取得に値する十分低廉な額と判断します。

総合計画であらわされているように、柴田町は次のステージに向け動き出していると言えます。将来像の基本軸ともなるコンパクトシティの実現のため、あわせてスポーツ都市宣言を踏まえ、健康スポーツ活動の一層の進展を図るためにも、ぜひこの土地の先行取得は実現すべきと考えます。

町には長期的な視点で町政を見つめながらも大局観を失わないことを熱望して、議案第17号から19号に対する賛成討論といたします。同僚議員の賛同をお願いいたします。終わります。

す。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありませんか。7番広沢真君。

○7番（広沢 真君） 7番広沢です。

私が賛成に立ったということで、意外に思われる方がたくさんおられると思います。そればかりではなく、なぜ賛成に至ったかそのロジックについて明らかにしておいたほうがいいと思ひまして、賛成討論に立ちました。

実は、私も今回のこの土地取得の件について、高額な予算が使われる土地取得でありますから、慎重な立場とそれから取得についてはちゅうちょもあります。そして、問題提起がされてからの期間が短いこともあって非常に拙速感があったというのも正直なところであります。ですから、私の所属する政党の知恵袋の皆さんにもお知恵を拜借して議論させていただきました。

その中で、まず第一に考えましたのは、柴田町の中における優先順位の高い事業とは何なのかということでもあります。私自身にとっては、当然この間も一般質問等、議会の中で取り上げている雨水排水対策、水害対策というのは第一であります。しかし、この間の調査とそれから研究の中では、雨水対策についてはこれからも例えば国県の支援を得ることであるとか、対策にとって何が一番有用なのかということも含めた時間をかけた調査等が必要だということも理解いたしました。そういった点で、それを私自身の第一の優先順位を置いた時点で、果たして次の町民の要求について何に答えるべきかという判断が働きました。その点で、例えば議会の中でも災害時の避難する場所の問題、東日本大震災のときにも最初の初動で避難する場所、避難所が混乱したことがありました。その意味では町民を収容できる防災施設が必要だということをまず第一に考えました。

それから、運動をしたいという要望に対して、以前からコンクリートの床で運動に適さない体育館と言われていた柴田町民体育館、さらに震災によって大きなダメージを受けて使用禁止になりました。この問題、活用についても考慮させていただきましたが、やはり公式競技を行うスポーツ施設も必要ではないかと。さらに、先日の議会の審議の中で、あの柴田町民体育館の解体については、国からの援助を申請しているということも言及していただきましたので、そこについても疑問は解消したということでもあります。

さらには、債務の今後の減り状況、要するに債務償還計画についても詳細に検討いたしました結果、例えば現在から償還計画のあと10年あるいはその償還がピークに達するときであっても、この事業をやっていたためにほかの事業に取り組めないという事態は起こらないの

ではないかという判断もいたしました。

以上の理由から、正確に言うと幾つかの理由を挙げて消去していく形の消去法での選択でしたが、今回の土地取得については、町民の要求に一定応える分が必要ではないかということで、賛成することにいたしました。

以上の理由から、本議案については全て賛成するというで討論に参加いたします。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号平成24年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号平成24年度柴田町土地取得特別会計予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（我妻弘国君） 日程第11、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から今期定例会後の所管事務調査の活動願が出ておりますので、5日以内において承認したいと思います。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに決しました。

なお、今期定例会期間中において受理した請願、陳情等はありませんでした。要望等についてはお手元に配付しましたとおりであります。

これで本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成24年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

3日の開会から本日までご審議を賜り、まことにありがとうございました。ご提案申し上げました諮問2件、議案16件のうち、人事案件2件、条例案件8件、補正予算6件、追加案件として条例案件1件、補正予算1件、土地取得特別会計予算1件などを含め21件全て原案可決の議決を賜りました。

今回の議会を振り返ってみますと、一般質問では、1つに東日本大震災や台風4号による被災の復旧事業や防災、減災への取り組み、2つに太陽光発電など再生可能エネルギーの導入、3つに子供たちに関する子ども総合センター、学校給食、通学路、そしていじめ問題など、4つに農業問題などが提起されました。こうした問題への取り組みは柴田町だけの力で解決できるものではなく、国や県との連携、また議員の皆様や住民の皆様の協力を得ながらその実現に向けて努力してまいります。

特に、今議会では前向きな答弁をさせていただいたものがございます。自然災害に対する見舞金制度の創設、平成25年10月1日から子供の医療費の中学校までの無料化、太陽の村や地域福祉センターや今後の建築物における太陽光発電システムの導入等でございます。さらに、関連予算として災害復旧費、放射能除染対策費、集落営農水田担い手対策費を増額させていただきました。

特に、災害関係では、展望デッキ付近の災害復旧につきましては、国土交通省本省から2名、東北財務局から1名、合計3名で9月7日に国の災害査定を受けました。その結果、今回の土砂崩れは予想を超えた大雨による激甚災害として、満額、国から認められました。報告さ

せていただきたいと思います。

さらに、都市の標準装備であります子ども総合センター基本設計や先ほどいざというときの避難所を兼ねた総合体育館を核とする防災公園用地の取得が全会一致で認められましたことで、コンパクトシティの具現化がさらに進展するものと考えております。今後とも決算審査で示された議員からのご意見等を十分にしんしゃくし、次年度の予算編成に生かしてまいりたいと思っております。

最後に、あえて申させていただきますのですが、このように正式な手続のもとに議会で議論し、賛成、反対の討論を経て議決された事項については、たとえ議決とは反対の意見であったとしても、議決した項目については議会の意思、町の意思として法律上効力が確定することになります。町民の皆さんにたとえ不本意な結果であったとしても、その内容を正しく伝えていただくのが、首長や議員の説明責任であると考えております。ぜひ、正しい情報を伝えていただきたいと思います。そうでないと、行政の運営をチェックする議会の機能がさも働いていないかのような宣伝がインターネットに載せられるという事態がございましたので、十分我々も注意していかなければならないと。そうでないと、柴田町の議会制民主主義は無力なものになってしまいます。しかし、今回広沢議員が議会の議決への対応は一貫性が必要と発言していただいたこと、また職員の指摘に対し間違いを認めていただいたことは首長と議会の二元代表制は正しく機能していると改めて感じたところでございます。今後、新たな政策につきましては、おおむねの概要がまとまった段階でまず議会に説明し、議会の議員のご意見を伺った後に早目早目にきめ細かく町民の皆様に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

今後とも議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、閉会に当たりお礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） これをもって平成24年柴田町議会第3回定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時45分 閉会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年9月13日

議 長

署名議員 番

署名議員 番